

鳥取市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第7号

鳥取市職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取市職員定数条例（昭和24年鳥取市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,290人」を「1,230人」に改め、同条第7号中「144人」を「104人」に改め、同条第8号中「105人」を「110人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。